

消費者庁設置法案のポイント

消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質の表示に関する事務を一体的に行わせるため、内閣府の外局として消費者庁を設置する。

(1) 消費者庁の設置

内閣府の外局として、消費者庁を設置し、その長は、消費者庁長官（以下「長官」という。）とする。

(2) 任務

消費者庁は、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質に関する表示に関する事務を行うことを任務とする。

(3) 所掌事務

消費者庁は、次に掲げる事務をつかさどる。

- ア 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- イ 消費者の利益の擁護及び増進に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- ウ 消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- エ 消費者安全法の規定による消費者安全の確保に関すること。

<取引関係>

- オ 宅地建物取引業法の規定による宅地建物取引業者の相手方等（個人に限る。）の利益の保護に関すること。
- カ 旅行業法の規定による旅行者の利益の保護に関すること。
- キ 割賦販売法の規定による購入者等の利益の保護に関すること。
- ク 特定商取引に関する法律の規定による購入者等の利益の保護に関すること。
- ケ 貸金業法の規定による個人である資金需要者等の利益の保護に関すること。
- コ 特定商品等の預託等取引契約に関する法律の規定による預託者の利益の保護に関すること。
- サ 特定電子メールの受信をする者の利益の保護に関すること。

<安全関係>

- シ 消費生活用製品安全法の規定による重大製品事故の報告等に関すること。
- ス 食品安全基本法に規定する基本的事項の策定並びに食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する事務の調整に関すること。

<景品表示法>

- セ 不当景品類及び不当表示防止法に規定する景品類又は表示の適正化による商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保に関すること。

<表示関係>

- ソ 食品衛生法に規定する食品、添加物等の表示についての基準に関すること。
- タ 食品衛生法に規定する虚偽の又は誇大な表示又は広告のされた食品、添加物等の取締りに関すること。
- チ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定による農林物資の品質に関する表示の基準に関すること。
- ツ 住宅の品質確保の促進等に関する法律に規定する日本住宅性能表示基準（個人である住宅購入者等の利益の保護に係る部分に限る。）に関すること。
- テ 家庭用品品質表示法に規定する家庭用品の品質の表示の標準となるべき事項に関すること。
- ト 健康増進法に規定する特別用途表示、栄養表示基準及び食品として販売に供する物に関する表示に関すること。

<その他>

- ナ 物価に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- ニ 公益通報者の保護に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- ヌ 個人情報の保護に関する法律に規定する個人情報の保護に関する基本方針の策定及び推進に関すること。
- ネ 消費生活の動向に関する総合的な調査に関すること。
- ノ 所掌事務に係る国際協力に関すること。
- ハ 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。
- ヒ 以上のほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき消費者庁に属させられた事務

(4) 消費者政策委員会

<事務>

消費者庁に消費者政策委員会を置き、以下の事務をつかさどる。

ア 内閣総理大臣、関係各大臣又は長官の諮問に応じ、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策等に関する重要事項を調査審議すること。

イ アの重要事項に関し、内閣総理大臣、関係各大臣又は長官に意見を述べること。

ウ 消費者基本法、消費者安全法、割賦販売法、特定商取引に関する法律、特定商品等の預託等取引契約に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、家庭用品品質表示法、住宅の品質確保の促進等に関する法律、食品安全基本法、国民生活安定緊急措置法及び個人情報保護に関する法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

<組織>

委員会の組織に関し、以下のとおり規定する。

エ 委員会は、委員十五人以内で組織する。

オ 委員は、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命すること。

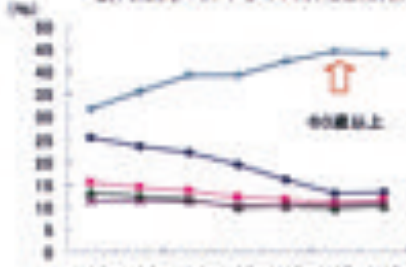
カ 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置くこと。

上記のほか、委員会に関し必要な事項を定める。

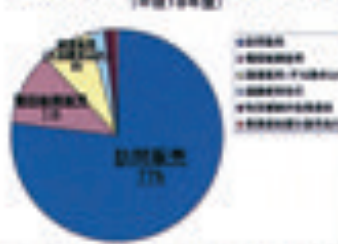
(5) 施行期日

公布の日から起算して一年を超えない範囲において政令で定める日から施行する。

訪問販売における年代別相談割合



判断力不十分者を含む事業者とする割賦販売業者数 (平成18年度)



被害事例

- ・独り暮らしで年金生活の母が訪問販売を受け、高圧などを1千万円以上を買わされていた。複数の信販会社から請求を受け、貯金も底を尽かしている。母は判断力が低下しており、買った物もほとんどが未開封であった。
- ・判断力が低下した高齢者の姉妹が複数の業者から総額約6千万円のリフォーム工事を訪問販売で売りつけられた。最終的に信販会社が被害者の自宅を訪問にかけた。

法改正

規制の抜け穴の解消

- 別法で消費者被害の是正等ができるものを除き、原則すべての商品・役務を扱う取引(訪問販売、電話割賦販売、通信販売)を規制対象に。【改正特商法第2条】【改正割賦法第2条】
- その上で、クーリング・オフにできない商品・役務(例:生鮮食品、葬儀)等は、該当規制から除外。【改正特商法第26条】【改正割賦法第35条の3の4のロ】
- 割賦の定義を見直し、2ヶ月以上後の1回払い、2回払いも規制対象に(現行は3回払い以上)。【改正割賦法第2条】

訪問販売規制の強化

- 訪問販売業者が当該契約を締結しない旨の意思を示した消費者に対しては、契約の勧誘をすることを禁止。【改正特商法第3条の2】
- 訪問販売によって通常必要とされる量を著しく超える商品等を購入する契約を結んだ場合、契約後1年間は契約の解除等が可能に(消費者にその契約を結ぶ特別な事情があったときは例外)。【改正特商法第9条の2】

クレジット規制の強化

- 個別クレジットを行う事業者を登録制の対象とし、行政による監督規定を導入。【改正割賦法第35条の3の2のロ等】
- 個別クレジット業者に訪問販売等を行う加盟店の行為について調査することを義務づけ、不適正な勧誘があれば、消費者へ与信することを禁止。【改正割賦法第35条の3の5-7】
- 訪問販売等による売買契約が虚偽説明等により取り消される場合や、過量販売で解除される場合、個別クレジット契約も解約し、消費者が既に支払ったお金の返還も請求可能に。【改正割賦法第35条の3の12-14】
- クレジット業者に対し、指定信用情報機関を利用した支払能力調査を義務づけるとともに、支払能力を超える与信を禁止。【改正割賦法第30条の2、第30条の2の2、第35条の3の3-4】

インターネット通信販売などの新分野

迷惑広告メールの件数の推移



通信販売における商品トラブルの内訳 (平成18年度: 相談上位10項目)

苦情内容	件数	割合
商品・仕様	813	20.9%
届かない	599	15.7%
商品が壊れている	374	9.7%
商品の数量・品質	275	7.2%
その他	302	7.9%

※ 国土交通省消費者庁 2009年度 調査110番、相談件数29

被害事例

- ・インターネット通販で購入した商品が広告画像とあまりに違う上、返品ができないとの表示もなかったため、返品を申し出たが、まったく取り合ってくれない。
- ・これ以上メールを送信しないようにと返信すると、他の事業者を含めてより多くの迷惑広告メールが到着。
- ・クレジット会社の業務委託先の従業員がカード番号・有効期限の情報を15万件を第三者に漏洩し、インターネット取引で600万円超の不正利用が発生。

法改正

インターネット取引等の規制強化

- 返品可否・条件を広告に表示していない場合は、8日間、送料消費者負担で返品(契約の解除)が可能に。【改正特商法第15条の2】
- 消費者があらかじめ承諾しない限り、迷惑広告メールの送信を禁止。【改正特商法第12条の3第1号】
- 個人情報保護法でカバーされていないカード情報の漏洩や不正入手をした者を刑事罰の対象に。【改正割賦法第49条の2】

その他

罰則の強化

- 違反事業者に対する罰則を強化【改正特商法第70条等】【改正割賦法第49条等】(不実の告知、重要事項不告知 → 現行2年を3年に引き上げ)等。

自主規制の強化

- クレジット取引の自主規制等を行う団体を認定する制度を導入。【改正割賦法第35条の14等】
- 訪問販売協会(懸念制度)による自主規制の強化。【改正特商法第27条の2等】

